

東京都地域スポーツクラブ
令和7年度指導者資格等取得支援事業実施要項

6TSPO地第203号
令和7年4月1日施行

1 趣旨

本要項は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「東京都スポーツ協会」という。）が、東京都内の地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）に対して指導者資格を取得する際の受講料を補助し、指導者の確保、指導者の質の向上等を図ることにより、学校部活動の地域連携・地域移行をはじめとする地域のスポーツ環境の整備や活性化を目的とする「令和7年度指導者資格等取得支援事業」の実施に関して必要な事項を定める。

2 対象資格及び経費

（1）本事業の対象資格は、新規に取得する、次に掲げる公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者資格とする。

スポーツ指導者基礎資格	・スポーツコーチングリーダー
競技別指導者資格	・スタートコーチ（競技別）（教員免許状所有者） ・コーチ1（公益財団法人日本サッカー協会公認C級コーチ・公益財団法人日本バスケットボール協会公認C級コーチを含む。）
フィットネス資格	・スタートコーチ（ジュニア・ユース） ・ジュニアスポーツ指導員
マネジメント指導者資格	・アシスタントマネジャー ・クラブマネジャー
アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）	・アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）研修会 ・アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）都道府県普及促進研修会 ・アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）指導実践研修会 ・アクティブ チャイルド プログラム（JSP0-ACP）講師講習会
その他	・東京都スポーツ協会が認める資格

（2）本事業の対象経費は前項に定める資格における受講料とし、教材、登録料、更新に係る費用等は除くものとする。

3 対象者

本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ2（1）の規定に定める資格における日本スポーツ協会の登録が令和7年4月又は令和7年10月の者とする。

（1）クラブ内またはクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等の実績があり、今後も当

該クラブでその見込みがある者

- (2) 令和7年度中にクラブ内またはクラブが依頼を受け派遣する形で運営、指導等を行う予定があり、その後も当該クラブでその見込みがある者

4 申請者

- (1) 本事業を申請しようとするクラブは、次の各号の全てに該当する団体とする。
- ①区市町村から東京都にクラブとして届出が完了している団体であること。
 - ②申請書等の必要となる書類を適切に作成し、期限までに提出できる団体であること。
 - ③領収書等の証拠書類を法定期間中適切に保管でき、経理処理が適正に行える団体であること。
- (2) 3の規定に定める対象者は、東京都スポーツ協会に直接申請を行わないものとする。

5 申請方法

- (1) 本事業の申請期間は別途東京都スポーツ協会が定める。
- (2) 本事業に申請するクラブは、以下の様式により申請するものとし、当該書類は、前項の申請期間内に郵送にて提出する。
- 「令和7年度指導者資格等取得支援事業申請書兼請求書」(別記第1号様式)
 - 「令和7年度指導者資格等取得支援事業資格取得者実績報告書」(別記第2号様式)
 - 「令和7年度指導者資格等取得支援事業確認書」(別記第3号様式)
 - 「令和7年度指導者資格等取得支援事業公金取扱者設置届出書」(別記第4号様式)

6 交付決定

- (1) クラブの申請について、東京都スポーツ協会はその内容を審査し、当該年度における対象を決定する。
- 当該決定を受けた事業は「令和7年度指導者資格等取得支援事業」の補助金(以下「補助金」という。)の交付対象とする。
- (2) 東京都スポーツ協会は、前項に定める審査の結果、適当と認めるときは、「令和7年度指導者資格等取得支援事業交付決定通知書」(別記第5号様式)によりクラブに対し通知する。
- (3) 東京都スポーツ協会は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

7 補助金の交付額

補助金は1クラブ当たり年間20万円を上限とし、予算の範囲内において補助するものとする。

8 クラブの責務

本事業に申請するクラブは、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) クラブは、本事業の補助金が税金で賄われているものであることを留意し、東京都スポーツ協

会が定める「東京都地域スポーツクラブ 令和7年度指導者資格等取得支援事業 一事務の手引き」（以下「事務の手引き」という。）に従って適正に使用しなければならない。

（２）クラブは、補助金を取り扱うに当たり、東京都スポーツ協会に対し、適正な補助金の使用について、確認したことを届け出なければならない。

（３）クラブは、公金取扱者を設置し、東京都スポーツ協会に届け出なければならない。

9 補助金の交付請求

（１）補助金の交付を受けようとするクラブは、6（２）の規定による通知を受けた後、「令和7年度指導者資格等取得支援事業請求書」（別記第6号様式）を東京都スポーツ協会に提出すること。

（２）東京都スポーツ協会は交付請求の内容を審査し、適正であると認めたときは、6（２）の規定によりクラブに通知した補助金額を、クラブが管理する口座に支払うものとする。

10 決定の取消し等

（１）東京都スポーツ協会は、クラブが次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容を変更することができる。

① 偽りその他不正の手段を用いたとき。

② 事業以外の用途に使用したとき。

③ その他、東京都及び東京都スポーツ協会が必要と認めたとき。

（２）前項の規定については、6の規定により補助金額の確定を行った後においても過年度に遡り適用することとし、当該補助金の返還を求めることとする。

11 経理処理

クラブは、対象事業の経理について対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後より、法定期間保存しておかななければならない。

なお、補助金の対象経費については、領収書等の証拠書類を保管の上、事業完了後、18の規定に定める事業報告の提出書類に添えて、その原本を東京都スポーツ協会に提出すること。

12 状況報告等

東京都スポーツ協会は必要に応じて、クラブに対し対象事業の進捗状況に関する報告を求め、又は会計帳簿等の検査を行うことができる。その際、クラブは東京都スポーツ協会の求めに応じて誠実に対応しなければならない。

13 事業の実施

クラブは、本事業の実施に当たり支払等をする場合、法令の定めに準拠しなければならない。

14 違約加算金及び延滞金

（１）東京都スポーツ協会が10（１）①の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を 取消

し、クラブに返還を命じた場合においては、クラブはその命令に係る補助金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

- （2）東京都スポーツ協会が10（1）②、③の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、クラブに返還を命じた場合で、クラブがこれを期日までに納付しなかったときは、クラブは納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- （3）クラブは、14（1）の規定の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15 補助金申請の一時停止等

東京都スポーツ協会は、10（1）の規定に基づき交付決定の取消しを行ったときは、クラブに対し、当該処分を行った年度の翌年度から5年以内で、当事業及び東京都が別に指定する東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金の受給対象者から除外することができる。

16 個人情報の取扱い

- （1）クラブ及び本事業を連携して実施する団体（以下「クラブ等」という。）は、本事業の実施に伴って取得した個人情報を各々が保有する個人情報として適正に管理すること。
- （2）クラブ等は、各々が保有する個人情報を相互に共同して利用する場合においては、共同して利用する個人情報の項目、共同利用する旨、共同利用の目的、及び当該個人情報の管理について責任を有するものについて予め当該個人情報の本人が知ることができるよう措置すること。
- （3）クラブ等は各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行うこと。
- （4）クラブ等の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担により、これを解決すること。
- （5）クラブ等が、他の団体の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該団体に文書で報告すること。
- （6）クラブ等は、対象事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等に予め定められた保存年限に従って保管した後、適正に破棄すること。

17 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

クラブは、対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、第7号様式により速やかに東京都スポーツ協会に報告しなければならない。

なお、東京都スポーツ協会に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

<別記様式>

- 第1号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業申請書
- 第2号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業資格取得者実績報告書
- 第3号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業確認書
- 第4号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業公金取扱者設置届出書
- 第5号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業交付決定通知書
- 第6号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業請求書
- 第7号様式 令和7年度指導者資格等取得支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定について（報告）